

青教ス第230号
平成23年 5月16日

各市町村教育委員会教育長 殿

県教育委員会教育長
(公印省略)

児童生徒の熱中症の予防について（通知）

日頃より、児童生徒の安全指導について、特段の御尽力をいただいているところでありますが、これから高湿度・急な温度上昇及び、暑い時間帯等での体育・スポーツ活動等による熱中症事故の発生が危惧されます。

つきましては、貴管下の学校(園)に対し、下記事項を踏まえ、熱中症の予防について、指導の徹底をお願いします。

記

【学校における熱中症予防のための指導のポイント】

- 1 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- 2 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- 3 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業の際は、こまめに水分（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れる。
- 4 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意する。
- 5 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置をとる。
- 6 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

※ また、日頃から、緊急時の対応のため、熱中症対策について教職員の共通理解を図り、応急手当の研修の実施や、連絡（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）の分担を明確にするなど、救急体制を確立する。

(熱中症関連ページ)

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」
http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/114/Default.aspx
2. 環境省熱中症情報
http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html

青教ス第230号
平成23年 5月16日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
(公印省略)

児童生徒の熱中症の予防について (通知)

日頃より、児童生徒の安全指導について、特段の御尽力をいただいているところでありますが、これから高湿度・急な温度上昇及び、暑い時間帯等での体育・スポーツ活動等による熱中症事故の発生が危惧されます。

については、下記事項を踏まえ、熱中症の予防について指導の徹底をお願いします。

記

【学校における熱中症予防のための指導のポイント】

- 1 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- 2 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- 3 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業の際は、こまめに水分（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れる。
- 4 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意する。
- 5 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置をとる。
- 6 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

※ また、日頃から、緊急時の対応のため、熱中症対策について教職員の共通理解を図り、応急手当の研修の実施や、連絡（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）の分担を明確にするなど、救急体制を確立する。

(熱中症関連ページ)

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」
http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/114/Default.aspx
2. 環境省熱中症情報
http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html